

姫路市附属機関設置条例

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の設置等については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(附属機関の設置及び担件事務)

第2条 市は、別表執行機関の欄に掲げる執行機関の附属機関として、それぞれ同表附属機関の欄に掲げる附属機関を置く。

2 附属機関の担任する事務は、別表担件事務の欄に掲げるとおりとする。

(守秘義務)

第3条 附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が定める。

附 則〔略〕

別表（第2条関係）〔抄〕

執行機関	附属機関	担件事務
市長	姫路市官民データ活用 推進会議	官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に規定する市町村官民データ活用推進計画の策定又は変更に関する 審議

姫路市官民データ活用推進会議規則

(趣旨)

第1条 この規則は、姫路市附属機関設置条例（平成26年姫路市条例第3号）第4条の規定に基づき、姫路市官民データ活用推進会議（以下「推進会議」という。）の組織、運営その他推進会議に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 推進会議は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 市民
- (3) 各種団体を代表する者又は各種団体から推薦された者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年以内で市長が定める期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、推進会議の会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長が、その議長となる。

2 推進会議は、委員の総数の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 推進会議の会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 推進会議の会議は、これを公開する。ただし、委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、公開しないことができる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、特に必要があると認めるときは、推進会議の会議に委員以外の者を出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、デジタル戦略室において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 最初に招集される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則 (令和3年3月26日規則第15号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月30日規則第44号)

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則 (令和5年6月26日規則第49号)

この規則は、令和5年7月1日から施行する。

附 則 (令和7年4月28日規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

姫路市附属機関等の会議の公開に関する指針

(目的)

第1 この指針は、市の附属機関等の会議を公開し、公正かつ透明性のある会議の運営の方針を示すことにより、市政に対する市民の理解と信頼を深め、より一層開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(対象とする会議)

第2 この指針の対象とする会議は、次に掲げる附属機関及び懇談会等（以下「附属機関等」という。）の会議とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置される附属機関
- (2) 会議の結果を市政に反映することを主な目的として、市民、学識経験者等の参集を求めて開催される懇談会等

(会議の公開の基準)

第3 附属機関等の会議は、公開とする。ただし、姫路市情報公開条例（平成14年姫路市条例第3号。以下「条例」という。）第7条各号に定める情報を含む事項について審議等を行うときは、当該会議を公開しない。

(会議の傍聴)

第4 何人も、第3ただし書の規定により附属機関等の会議が非公開とされたときを除き、附属機関等の会議を傍聴することができる。ただし、次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
 - (2) 酒気を帯びていると認められる者
 - (3) その他会議の秩序維持が困難であると認められる者
- 2 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）は、次に掲げる遵守事項を守り、附属機関等の長の指示に従い静穏に傍聴しなければならない。
- (1) みだりに傍聴席を離れないこと。
 - (2) 私語、飲食及び喫煙をしないこと。
 - (3) 示威行為をしないこと。
 - (4) 写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、附属機関等の長の許可を得て行うことができる。
 - (5) 発言を求めたり、委員等の発言に対し、批評を加えたり、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
 - (6) その他会議場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。
- 3 傍聴人の定員は、会議の開催の都度、当該附属機関等が定める。
- 4 傍聴希望者が傍聴人の定員を超えるときは、先着順により傍聴人を決するも

のとする。ただし、先着順により難しいときは、抽選によることができる。

(会議開催の事前公表)

第5 附属機関等は、公開の会議を開催するときは、会議の開催日の1週間前までに、次に掲げる事項を記載した文書を市政情報センター、支所及び地域事務所に掲示するとともに、本市のホームページに登載するものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合は、この限りではない。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 議題

(5) 傍聴人の定員及び傍聴希望者が定員を超えた場合の処置

(6) その他必要な事項

(会議資料の閲覧)

第6 会議を公開する場合は、会議資料を傍聴人の閲覧に供するよう努めるものとする。ただし、会議資料のうち条例第7条各号に定める情報を含むものを除く。

(会議録の作成)

第7 附属機関等は、会議の公開又は非公開の別にかかわらず、会議終了後、速やかに会議録を作成するものとする。

(会議録の写しの閲覧)

第8 附属機関等は、公開された当該附属機関等の会議に係る会議録の写しを閲覧に供するものとする。

(特別の定めがある場合の取扱い)

第9 附属機関等の会議の公開等について法令に特別の定めがあるときは、その定めによるものとする。

(運用状況の公表)

第10 市長は、附属機関等の会議の公開の運用状況を取りまとめ、毎年1回公表するものとする。

附 則

この指針は、平成14年10月1日から施行し、同日以後に第5の規定により公表する附属機関等の会議から適用する。

附 則

この指針は、平成18年3月27日から施行する。